

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年10月14日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	換気空調系タービン建屋排風機(A)において、吸込容量制御装置の駆動用リンク機構の一部が外れていることが認められたため、当該リンク機構を点検・修理。 なお、他のリンク機構により、吸込容量制御装置は正常動作可能。	GIII	
2	1号機	換気空調系タービン建屋排風機(C)において、吸込容量制御装置の駆動用リンク機構の一部が外れていることが認められたため、当該リンク機構を点検・修理。 なお、他のリンク機構により、吸込容量制御装置は正常動作可能。	GIII	
3	3号機	コントロール建屋3階ブースタファン室の西側壁付近にある天井配管貫通部において、貫通部の2箇所より雨水の浸入(9秒に1滴と20秒に1滴)が認められたため、当該配管貫通部の密封部を点検・修理。	GIII	
4	3号機	原子力規制庁の原災法に基づく立入検査において、影響評価シートの旧版原紙が一部紛失していること、及び改訂履歴の一部に不備があることが認められたため、原因究明・対策検討。 なお、改訂内容は判定基準の変更であり、評価の元となる点検記録の修正ではないことから、本件による影響評価シートの評価結果に対して問題ないと判断。	GIII	
5	3号機	換気空調系原子炉建屋給気隔離弁(B)用アキュムレーター(蓄圧器)の駆動用空気供給配管逆止弁2個(U41-F052B、F053B)において、弁シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	